

第41回熊本県畜産共進会 結果紹介

11月3日、「第41回熊本県畜産共進会」が熊本県家畜市場（大津町）にて開催されました。

県内各地域から選ばれた牛・馬・飼料作物により審査が行われ、肉用種牛の各部首席における最終選考において肉用種牛第4部のむつみ号（畜主：西村 光広さん）、むつはる号（畜主：阪田 健男さん）、さちはる号（畜主：阪田 健さん）がリザーブチャンピオンとなりました。

優秀な成績を収められました畜産農家の皆さんを紹介します。

○肉用種牛の部

- (1部) 名誉賞4席 ふくまる1号 阪田 健一さん
(2部) 名誉賞首席 うめか号 西村 光広さん
(4部) 名誉賞首席 むつみ号 西村 光広さん
むつはる号 阪田 健男さん
さちはる号 阪田 健さん

○種馬の部

- (1部) 優秀賞 妃翠号 木之内 勇樹さん

○飼料作物の部

- (1部) 名誉賞3席 イタリアンライグラス 上村 征二さん



税に関するお知らせ

○配偶者控除及び配偶者特別控除の適用要件が改正されました。

配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下に変更となり、その控除額も改正されました。

○医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書を添付または提示する必要はありませんが、代わりに「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。

医療費などの領収書（医療費通知に係るもの）については、後日、税務署から提出または提示を求める場合がありますので、確定申告期限などから5年間、ご自宅などで保管してください。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧いただくか、阿蘇税務署にお尋ねください。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 Tel0967(22)0551

【消費者問題に関するお問い合わせ】	
場所	旧久木野町3階 消費者相談室
相談日	火曜・木曜 午前10時～午後3時
TEL	(67)2244
南阿蘇村消費者相談室	南阿蘇村長 吉良清一

今後も継続して、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の推進、専任相談員の配置による相談体制の充実を図っていきます。

また平成25年度からは高森町と南阿蘇村の区域内における在住者などに係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、相談業務の効率化ならびに消費生活における安全性および利便性を向上させております。

近年、悪質業者の手口は年々複雑かつ巧妙化しており、消費生活相談件数は年々増加しています。本村では平成22年度から専任の相談員を配置し、問題解決のための助言や関係機関への斡旋など、消費者保護に努めています。

**消費者行政に関する
意思表明**